

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第四十一号

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成六年大阪府条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条 削除</p>	<p>(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質) 第三条の二 条例第十七条第二項の規則で定める物質は、大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下この章において「令」という。）第二条の二各号に掲げる物質とする。</p>
<p>第五条 削除</p>	<p>(特定粉じん) 第四条 条例第十七条第四項の規則で定める物質は、別表第二に掲げる物質とする。</p>
<p>(届出施設) 第五条 条例第十七条第三項の規則で定める施設は、別表第三に掲げる施設とする。</p>	<p>(届出施設) 第五条 条例第十七条第五項の規則で定める施設は、別表第三に掲げる施設とする。</p>
<p>第六条 削除</p>	<p>(届出工場等) 第六条 条例第十七条第六項の規則で定める工場又は事業場は、別表第四に掲げる工場又は事業場とする。</p>
<p>(規制基準等) 第七条 (略) 2 条例第十八条第二項第三号の規則で定める有害物質は、別表第一第四号、第七号、第八号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる物質とする。</p>	<p>(規制基準等) 第七条 (略) 2 条例第十八条第二項第三号の規則で定める有害物質は、別表第一第七号、第十三号、第十五号、第十七号、第二十二号及び第二十三号に掲げる物質とする。 3 条例第十八条第二項第五号の規則で定める揮発性有機化合物に係る届出施設は、別表第三第三号の表の七の項、八の項及び九の項に掲げる施設とする。 4 条例第十八条第二項第七号の規則で定める特定粉じんは、別表第二第十号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げる物質とする。</p>
<p>第八条 削除</p>	<p>第八条 条例第十八条第一項の規則で定める規制基準のうち届出工場等に係る規制基準は、別表第六に掲げるとおりとする。 2 条例第十八条第三項の規則で定める施設は、別表第七に掲げる施設とする。</p>

~~(届出施設の設置等の届出)~~

~~第九条 (略)~~

~~2 (略)~~

~~一 一四 (略)~~

~~五 有害物質(指定有害物質を除く。)に係る届出施設にあつては、届出施設を設置する工場又は事業場の付近の状況~~

~~六・七 (略)~~

~~第十条及び第十一条 削除~~

~~第十三条 削除~~

~~(承継の届出)~~

~~第十四条 条例第三十四条の規定による届出は、承継届出書(様式第六号)を提出して行わなければならない。~~

~~(届出施設等の設置等の届出)~~

~~第九条 (略)~~

~~2 (略)~~

~~一 一四 (略)~~

~~五 有害物質(指定有害物質を除く。)又は特定粉じん(指定特定粉じんを除く。)に係る届出施設にあつては、届出施設を設置する工場又は事業場の付近の状況~~

~~六・七 (略)~~

~~第十条 条例第二十条第一項、第二十二條第一項及び第二十四條第一項の規定による届出は、届出工場等設置(使用・変更)届出書(様式第二号)を提出して行わなければならない。~~

~~2 条例第二十条第二項(条例第二十二條第二項及び第二十四條第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。~~

- ~~一 指定揮発性有機化合物発生施設の設置場所~~
- ~~二 揮発性有機化合物の処理を行う施設の設置場所~~
- ~~三 揮発性有機化合物の発生及び処理に係る操業の系統の概要~~
- ~~四 揮発性有機化合物の排出の方法~~
- ~~五 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項~~

~~(届出工場等の変更の届出を要しない場合)~~

~~第十一条 条例第二十四條第一項の規則で定める範囲は、条例第二十条第一項第三号から第五号までに掲げる事項の変更をする場合(同項第三号に掲げる事項の変更にあつては、別表第七第三号に掲げる自然乾燥の用に供する場所の数を変更する場合に限る。)で、当該変更に係る指定揮発性有機化合物発生施設を含む塗装ライン(一の塗装施設及び当該塗装施設を用いて塗装した物の乾燥又は焼付の用に供する施設で構成する系統をいう。)について別表第六に掲げる式の K 及び K_i の値並びに M_s 及び M_{i_s} の量に変更がなく、かつ、当該塗装ラインに係る指定揮発性有機化合物発生施設において発生し、大気中に排出される揮発性有機化合物の合計量が増加しない場合とする。~~

~~第十三条 条例第三十一条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。~~

- ~~一 条例第二十条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更した場合 氏名等変更届出書(様式第三号)~~
- ~~二 届出工場等の使用を廃止した場合 届出工場等使用廃止届出書(様式第五号)~~

~~(承継の届出)~~

~~第十四条 条例第三十四条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。~~

第十六条 削除

第十六条の十三 (略)

一 条例第三十二条第二項又は第二項の規定により承継した場合 承継届出書(様式第六号)

二 条例第三十三条第二項又は第二項の規定により承継した場合 承継届出書(様式第七号)

(届出工場等に係る揮発性有機化合物の排出の合計量等の記録)

第十六条 条例第三十九条の三の規定による記録は、揮発性有機化合物の一時間当たりの合計量を記録することにより、別表第九の第四欄に掲げる頻度で行い、次に掲げる事項の記録とともに、三年間保存しなければならない。

一 記録年月日

二 記録者

三 指定揮発性有機化合物発生施設の使用の状況(揮発性有機化合物の処理等を行う施設の使用の状況を含む。)

2 条例第三十九条の三の規則で定める事項は、別表第九の第三欄に掲げる事項とする。

第十六条の十三 (略)

(多数の対象自動車が入り出りする施設)

第十六条の十四 条例第四十条の十四第四項の規則で定める多数の対象自動車が入り出りする施設は、次に掲げる施設とする。

一 倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)第三条の規定により登録を受けた者の倉庫であつて、延べ面積が一万平方メートルを超えるもの又は敷地面積が三万平方メートルを超えるもの

二 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許を受けた公有水面の埋立区域(面積が二十五ヘクタールを超えるものに限る。)内にある廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場若しくは同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場又は土砂のみを埋め立てる埋立地

三 対象自動車を五十台以上駐車することができる駐車場(対象自動車の駐車場所と対象自動車以外の自動車の駐車場所とを区分していない駐車場にあつては、対象自動車を五十台以上駐車することができる面積を有する駐車場)を有する施設であつて、次に掲げる施設のいずれかに該当するもの

イ 興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場

ロ 会議場施設、展示施設又は見本市場施設

(経過措置対象車)

第十六条の十五 条例第四十条の十四第五項の規則で定める対象自動車は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第百六十五号)別表第一に

掲げる地域以外に使用の本拠の位置を有する車種規制適合車以外の対象自動車のうち、平成二十一年一月一日以降の日であつて、その対象自動車に係る特定日（別表第九の四の中欄に掲げる対象自動車の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に定める特定日をいう。以下この条において同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその対象自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定による継続検査、臨時検査（特定日の翌日以降に受けるものに限る。）又は構造等変更検査（以下この条において「継続検査等」という。）を受ける日（同表の五の項から七の項までに掲げる対象自動車にあつては、継続検査等を受ける日又は平成二十一年十月一日のいずれか遅い日）の到来していないものとする。

（車種規制適合車等の使用義務の適用除外）

第十六条の十六 条例第四十条の十五の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十七条第一項に規定する災害予防責任者が、同法第四十八条第一項の規定により他の災害予防責任者と共同して防災訓練を行うため、対策地域内にある当該防災訓練を行う場所まで対象自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第四条第六号に規定する特種自動車に限る。次号において同じ。）を運行するとき。

二 警察庁、管区警察局、警視庁又は道府県警察本部が、府警察本部の行う警備実施要則（昭和三十八年国家公安委員会規則第三号）に規定する警備実施に協力するため、対策地域内にある当該警備実施を行う場所まで対象自動車を運行するとき。

三 道路運送車両法の規定による登録又は検査のため、対策地域内にある国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第一項の運輸支局又は同条第四項の運輸支局の事務所まで対象自動車を運行するとき。

四 対象自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第四条第六号に規定する特種自動車にあつては、当該対象自動車と一体として装備される特別な装置を含む。）の点検又は修理のため、対策地域内にある業として自動車の点検又は修理を行う者の事業所まで当該対象自動車を運行するとき。

五 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八条の規定による引渡しのため、対策地域内にある同法第二条第十一項に規定する引取業者の事業所まで同条第二項に規定する使用済自動車である対象自動車を運行するとき。

六 業として対象自動車を販売し、又は賃貸する者が、対象自動車の仕入れ、販売、賃貸そ

(指定物質)

第十八条 条例第四十五条の規則で定める物質は、大気汚染防止法施行令(昭和四十二年政令第三三三二十九号。以下この章において「令」という。)別表第五に規定するオキシダントとする。

(大気の汚染に係る緊急時の措置)

第十九条 (略)

2 条例第四十六条第二項の規則で定める法定ばい煙又は揮発性有機化合物を排出する者は、法定ばい煙を排出する者にあつてはばい煙発生施設(令別表第一に掲げる施設をいう。以下この項において同じ。)において発生する窒素酸化物を大気中に排出する者で、当該ばい煙発生施設において、原料及び燃料の量を当該ばい煙発生施設の種類の種類に応じた窒素酸化物の排出特性等を勘案し、重油の量に換算して一時間当たり二キログラム以上使用するものと、揮発性有機化合物を排出する者にあつては揮発性有機化合物排出施設(令別表第一の二に掲げる施設をいう。)において発生する揮発性有機化合物を大気中に排出する者とする。

(書類の提出部数等)

第二十三条 第九条第一項、第十二条及び第十四条の規定により提出する書類の部数は、正本一部及び写し二部とする。

2 (略)

1 届出施設の種類の種類(別表第三第一号の表にあつては各項の区分を、同表第二号及び第三号の表にあつては各項及び各項中の区分をいう。)が同一である場合 当該届出施設の種類の種類

2 (略)

3・4 (略)

(対象工場等)

第五十五条 (略)

1 騒音にあつては、騒音規制法第三条第一項の規定により指定される地域内に設置されている同法第二条第二項に規定する特定工場等

他の取引のため、対策地域内にあるその者の事業所若しくは自動車の競売が行われる場所から又は当該事業所若しくは場所若しくは対策地域内にある輸出港まで当該対象自動車を運行するとき(自動車の回送を業とする者に委託して運行するときを含む。)

七

前各号に掲げるときのほか、道路運送車両法第三十六条第一号の規定により臨時運行許可番号標を表示し、又は同法第三十六条の二第一項第一号の規定により回送運行許可番号標を表示して対象自動車を運行の用に供するとき。

(指定物質)

第十八条 条例第四十五条の規則で定める物質は、令別表第五に規定するオキシダントとする。

(大気の汚染に係る緊急時の措置)

第十九条 (略)

2 条例第四十六条第二項の規則で定める法定ばい煙又は揮発性有機化合物を排出する者は、法定ばい煙を排出する者にあつてはばい煙発生施設(令別表第一に掲げる施設をいう。以下この項において同じ。)において発生する窒素酸化物を大気中に排出する者で、当該ばい煙発生施設において、原料及び燃料の量を当該ばい煙発生施設の種類の種類に応じた窒素酸化物の排出特性等を勘案し、重油の量に換算して一時間当たり二キログラム以上使用するものと、揮発性有機化合物を排出する者にあつては揮発性有機化合物排出施設(令別表第一の二に掲げる施設をいう。)又は届出工場等において発生する揮発性有機化合物を大気中に排出する者とする。

(書類の提出部数等)

第二十三条 第九条第一項、第十条第一項及び第十二条から第十四条までの規定により提出する書類の部数は、正本一部及び写し二部とする。

2 (略)

1 届出施設の種類の種類(別表第三第一号の表にあつては各項の区分を、同表第二号、第三号、第四号及び第五号の表にあつては各項及び各項中の区分をいう。)が同一である場合 当該届出施設の種類の種類

2 (略)

3・4 (略)

(対象工場等)

第五十五条 (略)

1 騒音にあつては、騒音規制法第三条第一項の規定により指定される地域内に設置されている同法第二条第二項に規定する特定工場等(同条第一項に規定する特定施設のうち電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作

二 振動にあつては、振動規制法第三条第一項の規定により指定される地域内に設置されている同法第二条第二項に規定する特定工場等

第五十六条 削除

(書類の提出部数の特例)

第七十九条 条例第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第三十条、第三十四条、第五十二条から第五十四条まで、第五十七条及び第五十八条第三項の規定による届出のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、松原市、東大阪市及び阪南市の区域に係る届出は、第二十三条及び第三十九条の規定にかかわらず、当該届出に係る書類の正本一部及び写し一部を提出して行うものとする。

2 (略)

別表第一 (第三条関係)

一四	(略)
五	(略)
六・七	(略)
八・十	(略)
十一・十二	(略)
十三・十四	(略)

別表第三 削除

物(以下「電気工作物」という。)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物(以下「ガス工作物」という。)のみを設置している当該特定工場等を除く。)

二 振動にあつては、振動規制法第三条第一項の規定により指定される地域内に設置されている同法第二条第二項に規定する特定工場等(同条第一項に規定する特定施設のうち電気工作物又はガス工作物のみを設置している当該特定工場等を除く。)

(適用除外)

第五十六条 条例第八十六条第一項の規則で定める場合は、第五十三条第一号に規定する地域内で、前条第一号又は第二号の特定施設のうち電気工作物又はガス工作物のみを設置している工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことにより、当該工場等の周辺的生活環境が損なわれる場合をいう。

(書類の提出部数の特例)

第七十九条 条例第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十四条、第五十二条から第五十四条まで、第五十七条及び第五十八条第三項の規定による届出のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、松原市、東大阪市及び阪南市の区域に係る届出は、第二十三条及び第三十九条の規定にかかわらず、当該届出に係る書類の正本一部及び写し一部を提出して行うものとする。

2 (略)

別表第一 (第三条関係)

一	アニシジン
二	アンチモン及びその化合物
三	N-エチルアニリン
四・七	(略)
八	クロロニトロベンゼン
九	臭素
十	(略)
十一	銅及びその化合物
十二・十三	(略)
十四	バナジウム及びその化合物
十五・十七	(略)
十八	ホスゲン
十九・二十	(略)
二十一	N-メチルアニリン
二十二・二十三	(略)

別表第二 (第四条関係)

一	アニシジン
二	アンチモン及びその化合物
三	N-エチルアニリン
四	カドミウム及びその化合物
五	クロロニトロベンゼン

別表第三（第五条関係）

- 一 (略)
- 二 (略)

(略)

備考 (略)

- 一—四 (略)

五 十の項の施設でクロロエチレン、ベンゼン、ホルムアルデヒド又はエチレンオキシドのみを発生し、及び排出するもの。

- 六 (略)

別表第三（第五条関係）

- 一 (略)
- 二 (略)

(略)

備考 (略)

- 一—四 (略)

三 揮発性有機化合物に係る届出施設

項	施設の種類	規模又は能力
一	貯蔵施設（高揮発性有機化合物を貯蔵するものに限る。ただし、温度が摂氏一五度で圧力が一気圧の状態において気体状の有機化合物を貯蔵するものを除く。）	貯蔵容量が五〇キロリットル以上であること。
二	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクローリに積み込むものに限る。）	
三	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵するもので当該施設を設置する事業場の燃料用ガソリンの貯蔵容量の合計が三〇キロリットル以上である事業場に係るものに限る。）	
四	汚灌業に係るドライクリーニングの用に供する施設で、次に掲げるもの（当該施設を設置する事業場の一回のドライクリーニング（特定物質等の規制等によるオゾン層	

- 六 臭素
- 七 水銀及びその化合物
- 八 銅及びその化合物
- 九 鉛及びその化合物
- 十 ニッケル化合物
- 十一 ベンジウム及びその化合物
- 十二 砒素及びその化合物
- 十三 ベリリウム及びその化合物
- 十四 ベンゼン
- 十五 ホルムアルデヒド
- 十六 マンガン及びその化合物
- 十七 N—メチルアニリン
- 十八 六価クロム化合物

		<p>の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。以下「オゾン層保護法」という。）第二条第一項の特定物質（第三条の二に規定する物質を除く。）を用いるドライクリーニングを除く。）に係る洗濯能力が三〇キログラム以上の事業場に係るものに限る。）</p> <p>イ クリーニング施設（洗濯、脱液及び乾燥を同一の機械で行うものに限る。）</p> <p>ロ 乾燥施設</p>	<p>物の製造の用に供する溶剤洗浄施設（高揮発性有機化合物を使用するものに限る。）</p>	<p>物の製造の用に供する施設（高揮発性有機化合物を使用し、又は生成するものに限る。）で、次に掲げるものの</p> <p>イ 反応施設</p> <p>ロ 合成施設</p> <p>ハ 重合施設</p> <p>ニ 分解施設</p> <p>ホ 精製施設</p> <p>ヘ 晶出施設</p> <p>ト 蒸留施設</p> <p>チ 蒸発施設</p> <p>リ 濃縮施設</p> <p>ス 乾燥施設（物の塗装、印刷又は接着の用に供するものを除く。）</p> <p>ヲ 抽出施設</p> <p>ル 混合施設</p>	<p>物の製造に係る塗装の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 吹付塗装施設</p> <p>ロ 乾燥・焼付施設</p>	<p>洗淨槽の液面の面積が〇・五平方メートル以上であること。</p>	<p>施設の容量が二〇〇リットル以上であること。</p>	<p>イの施設にあつては、排風機の能力が一分間〇〇立方メートル以上であること。</p>	<p>ロの施設にあつては、排風機の能力が一分間</p>	<p>イの施設にあつては、排風機の能力が一分間</p>	<p>ロの施設にあつては、排風機の能力が一分間</p>

九	物の製造に係る接着 設の用に供する乾燥施設	排風機の能 力が一分間 当たり一〇 立方メートル 以上であ ること。
八	物の製造に係る印刷 の用に供する施設で、 次に掲げるもの イ グラビア印刷 に係る乾燥施設 (シリンダー幅 が一、〇〇〇ミ リメートル以上 のグラビア印刷 機を二台以上有 する工場に係る ものに限る。) ロ 金属板印刷 (塗装工程に限 る。)に係る乾 燥・焼付施設 ハ オフセット輪 転印刷(ヒート セット型に限 る。)に係る乾燥 施設	ロ及びハの 施設にあつ ては、排風 機の能力が 一分間当た り一〇立方 メートル以 上であるこ と。

備考

1

- 次に掲げる施設は、除く。
- 一 オゾン層保護法第二条第一項の
特定物質(第三条の二に規定する物
質を除く。)のみを発生し、及び排
出するもの
 - 二 七の項及び八の項のロに掲げる
施設のうち届出工場等に設置され
る施設

2

- 「高揮発性有機化合物」とは、次に
掲げる揮発性有機化合物をいう。
- 一 単一成分であるものにあつては、
一 気圧の状態での沸点が摂氏一五〇
度以下であるもの
 - 二 単一成分でないものにあつては、
一 気圧の状態での留出量が五容量比
パーセントのときの温度が摂氏一
五〇度以下であるもの

四

特定粉じんに係る届出施設	施設の種類の等
一	繊維製品の製造(衣服その他の織 維製品に係るものを除く。)の用 に供する混合施設
二	化学工業品、石油製品又は石炭製 品の製造の用に供する施設で、次 に掲げるもの イ 令別表第二の三の項に掲

六	<p>鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 令別表第二の三の項に掲げるベルトコンベア及びバケットコンベア</p> <p>ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設（イに掲げるベルトコンベア及びバケットコンベアを除く。）</p>
五	<p>窯業製品又は土石製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 令別表第二の三の項に掲げるベルトコンベア及びバケットコンベア</p> <p>ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設（イに掲げるベルトコンベア及びバケットコンベアを除く。）</p> <p>ハ 令別表第二の五の項に掲げるふるい</p> <p>ニ ふるい分施設（ハに掲げるふるい及び湿式のものを除く。）</p> <p>ホ 選別施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ヘ 粉砕施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ト 研磨施設（湿式のものを除く。）</p> <p>チ 混合施設</p>
四	<p>ゴム製品の製造の用に供する混合施設</p>
三	<p>プラスチック製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 粉砕施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ロ 研磨施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ニ ハ 配合施設</p> <p>チ 混練施設</p>
	<p>又</p> <p>リ 混練施設</p> <p>リ チ 配合施設</p> <p>ト 混合施設</p> <p>ヘ 粉砕施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ホ 選別施設（湿式のものを除く。）</p> <p>ニ ふるい分施設（ハに掲げるふるい及び湿式のものを除く。）</p> <p>ハ 令別表第二の五の項に掲げるふるい</p> <p>ロ 粉粒塊輸送用コンベア施設（イに掲げるベルトコンベア及びバケットコンベアを除く。）</p> <p>ケ 令別表第二の五の項に掲げるふるい</p>

三 粉じんに係る届出施設

項	施設の種類	規模又は能力
一	食料品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イニ (略)	イの施設にあつては 輸送能力が一時間当たり三〇トン以上かつベルトの幅が四〇センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が〇・〇一立方メートル以上であること。 ロの施設にあつては 原動機の定格出力が一・五キロワット以上であること。 ハの施設にあつては 原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。
(略)	(略)	(略)
三	木材若しくは木製品の製造(家具に係るものを除く。)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イホ (略)	イの施設にあつては 輸送能力が一時間当たり三〇トン以上かつベルトの幅が四〇センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が〇・〇一立方メートル以上であること。 ロの施設にあつては 原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。 ハ及びニの施設にあつては原動機の定格出力が〇・七五キロ

五 一般粉じんに係る届出施設

項	施設の種類	規模又は能力
一	食料品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イニ (略)	イの施設にあつては 輸送能力が一時間当たり三〇トン以上であること。 ロの施設にあつては 原動機の定格出力が一・五キロワット以上であること。 ハの施設にあつては 原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。
(略)	(略)	(略)
三	木材若しくは木製品の製造(家具に係るものを除く。)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの イホ (略)	イの施設にあつては 輸送能力が一時間当たり三〇トン以上であること。 ロの施設にあつては 原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。 ハ及びニの施設にあつては原動機の定格出力が〇・七五キロワット以上であること。

備考

- 一 次に掲げる施設は、除く。
実験の用に供するもの
- 二 移動式のもの
- 三 二の項のイ及びロ、五の項のイ及びロ並びに六の項のイ及びロに掲げる施設で袋詰めされた物の輸送の用に供するもの

ル	混練施設
ヌ	配合施設
リ	混合施設
リ	切断施設
チ	溶射施設
ト	
ハ	研磨施設(湿式のものを除く。)
ホ	粉碎施設(湿式のものを除く。)
ヘ	
ニ	ふるい分施設(ハに掲げるふるい及び湿式のものを除く。)
ハ	令別表第二の五の項に掲げるふるい
設	(イに掲げるベルトコンベア及びバケットコンベアを除く。)

四	<p>化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イーリ (略)</p>	<p>イの施設にあつては面積が五〇〇平方メートル以上であること。</p> <p>ロの施設にあつては輸送能力が一時間当たり三〇トン以上かつベルトの幅が四〇センチメートル以上であるか、又はバケツの内容積が〇・〇一立方メートル以上であること。</p> <p>ハ及びニの施設にあつては原動機の定格出力が一・五キロワット以上であること。</p> <p>ホの施設にあつては原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。</p> <p>リの施設にあつては造粒面の内径が一・五メートル以上であること。</p>
七	<p>窯業製品又は土石製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イーヌ (略)</p>	<p>イの施設にあつては面積が五〇〇平方メートル以上であること。</p> <p>ロのうち、汚染土壌処理施設並びに蛍光灯及び高圧水銀ランプのリサイクル施設以外の施設にあつては輸送能力が一時間当たり三〇トン以上かつベルトの幅が四〇センチメートル以上であるか、又はバケツの内容積が〇・〇一立方メートル以上であること。</p> <p>ハ及びニのうち、汚染土壌処理施設並びに蛍光灯及び高圧水銀ランプのリサイクル施設以外の施設にあつては原動機の定格出力が一・五キロワット以上であること。</p> <p>ホのうち、汚染土壌処理施設並びに蛍光灯及び高圧水銀ランプのリサイクル</p>

四	<p>化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イーリ (略)</p>	<p>イの施設にあつては面積が五〇〇平方メートル以上であること。</p> <p>ロの施設にあつては輸送能力が一時間当たり三〇トン以上であること。</p> <p>ハ及びニの施設にあつては原動機の定格出力が一・五キロワット以上であること。</p> <p>ホの施設にあつては原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。</p> <p>リの施設にあつては造粒面の内径が一・五メートル以上であること。</p>
七	<p>窯業製品又は土石製品の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イーヌ (略)</p>	<p>イの施設にあつては面積が五〇〇平方メートル以上であること。</p> <p>ロの施設にあつては輸送能力が一時間当たり三〇トン以上であること。</p> <p>ハ及びニの施設にあつては原動機の定格出力が一・五キロワット以上であること。</p> <p>ホの施設にあつては原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。</p> <p>リの施設にあつては貯蔵容量が三〇〇立方メートル以上であること。</p>

		<p>施設以外の施設にあつては原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。</p> <p>リの施設にあつては貯蔵容量が三〇〇立方メートル以上であること。</p>
八	<p>鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械器具若しくは機械器具の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イータ (略)</p>	<p>イの施設にあつては面積が五〇〇平方メートル以上であること。</p> <p>ロのうち、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設以外の施設にあつては輸送能力が一時間当たり三〇トン以上かつベルトの幅が四〇センチメートル以上であるか、又はベケットの内容積が〇・〇一立方メートル以上であること。</p> <p>ハのうち、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設以外の施設にあつては原動機の定格出力が一・五キロワット以上であること。</p> <p>ニのうち、蛍光ランプ及び高圧水銀ランプのリサイクル施設以外の施設にあつては原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。</p> <p>タの施設にあつては造粒面の内径が一・五メートル以上であること。</p>
十	<p>ガスの製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イホ (略)</p>	<p>イの施設にあつては面積が五〇〇平方メートル以上であること。</p> <p>ロの施設にあつては輸送能力が一時間当たり三〇トン以上かつベルトの幅が四〇センチメートル以上であるか、又はベケットの内容積が〇・〇一立方メートル以上であること。</p> <p>ハの施設にあつては原動機の定格出力が一・五キロワット以</p>

八	<p>鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械器具若しくは機械器具の製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イータ (略)</p>	<p>イの施設にあつては面積が五〇〇平方メートル以上であること。</p> <p>ロの施設にあつては輸送能力が一時間当たり三〇トン以上であること。</p> <p>ハの施設にあつては原動機の定格出力が一・五キロワット以上であること。</p> <p>ニの施設にあつては原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。</p> <p>タの施設にあつては造粒面の内径が一・五メートル以上であること。</p>
十	<p>ガスの製造の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イホ (略)</p>	<p>イの施設にあつては面積が五〇〇平方メートル以上であること。</p> <p>ロの施設にあつては輸送能力が一時間当たり三〇トン以上であること。</p> <p>ハの施設にあつては原動機の定格出力が一・五キロワット以上であること。</p> <p>ニの施設にあつては原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。</p>

	上であること。 ニの施設にあつては 原動機の定格出力が 七・五キロワット以 上であること。
--	---

備考 (略)

別表第四 削除

--	--

備考 (略)

別表第四 (第六条関係)

工場又は事業場に設置されている全ての塗 装施設(別表第七第一号に掲げる塗装施設を いう。以下この表において同じ。)において 被塗物の表面に形成される塗膜の乾燥後の 量について次に掲げる式により塗装施設の 種類ごとに塗着効率等を勘案して算出した 一時間当たりの合計量の最大値が一五リッ トル以上の工場又は事業場とする。
$P_c \leq N (S \cdot t \times 10^{-3} E)$
この式において、 P_c 、 S 、 t 及び E は、次 の値を表すものとする。
P_c 被塗物の表面に形成される塗膜の 乾燥後の補正された量(単位 リット ル毎時)
S 塗装施設ごとの被塗物の塗装面積 (単位 平方メートル毎時)
t 塗装施設ごとの被塗物の表面に形 成される塗膜の乾燥後の厚さ(単位 マイクロメートル)
E 塗装施設の種類ごとに知事が別に 定める係数

別表第五 (第七条関係)

- 一 (略)
- 二 (略)

(略)

備考

- 1・2 (略)
- 3 クロロエチレン、ベンゼン、ホルムア
ルデヒド又はエチレンオキシドに係る規
制基準は、別表第三第二号の表十の項の
施設については適用しない。
- 4 | 6 (略)
- 7 | (略)

一・二 (略)

三 (略)

四・五 (略)

付表第一

有害物質の種類	Kの値
(略)	(略)

別表第五 (第七条関係)

- 一 (略)
- 二 (略)

(略)

備考

- 1・2 (略)

- 3 | 5 (略)
- 6 | (略)

- 一 アンチモン及びその化合物 アン
チモン
- 二・三 (略)
- 四 銅及びその化合物 銅
- 五 (略)
- 六 バナジウム及びその化合物 五酸
化バナジウム
- 七・八 (略)

付表第一

有害物質の種類	Kの値
アニジシン	一・八七
アンチモン及びそ の化合物	〇・二〇四
N-エチルアニリ ン	三・六八
(略)	(略)

カドミウム及びその化合物	(略)
水銀及びその化合物	(略)
鉛及びその化合物	(略)
ベリリウム及びその化合物	(略)
(略)	(略)
マンガン及びその化合物	(略)

付表第三 (略)

カドミウム及びその化合物	(略)
クロロニトロベンゼン	〇・三四〇
臭素	〇・七二八
水銀及びその化合物	(略)
銅及びその化合物	〇・三四〇
鉛及びその化合物	(略)
バナジウム及びその化合物	〇・〇三四〇
ベリリウム及びその化合物	(略)
ホスゲン	〇・七五一
(略)	(略)
マンガン及びその化合物	(略)
N-メチルアニリン	三・二六

付表第二 (略)

三 揮発性有機化合物に係る規制基準

項	施設の種類	規制基準
一	別表第三第三号の表の一の設項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 一 吸着式処理装置若しくは薬液による吸収式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 二 浮屋根式構造又はこれと同等以上の効果を有する構造とし、適正に管理すること。
二	別表第三第三号の表の二の設項に掲げる施設	薬液による吸収式処理装置又はこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。
三	別表第三第三号の表の三の設項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 一 通気管にタシクロリールと直結する蒸気返還設備を設置し、適正に使用すること。 二 凝縮式処理

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

四	別表第三第三 設 項 に 掲 げ る 施	次の各号のいずれ にも該当すること。 一 乾燥工程に おいては、凝縮 式処理装置又は はこれと同等 以上の性能を 有する処理装 置を設け、適正 に稼働させる こと。 二 脱臭工程(石 油系溶剤を用 いるものを除 く)において は、吸着式処理 装置又はこれ と同等以上の 性能を有する 処理装置を設 け、適正に稼 働させること。
五	別表第三第三 設 項 に 掲 げ る 施	次の各号のいずれ かに該当すること。 一 吸着式処理 装置若しくは 薬液による吸 収式処理装置 又はこれらと 同等以上の性 能を有する処 理装置を設け、 適正に稼働さ せること。 二 密閉式構造 とし、適正に管 理すること。
六	別表第三第三 設 項 に 掲 げ る 施	次の各号のいずれ かに該当すること。 一 吸着式処理 装置、薬液によ る吸収式処理 装置若しくは 凝縮式処理装 置又はこれら と同等以上の 性能を有する 処理装置を設 け、適正に稼 働させること。

--	--	--

九	別表第三第三 設 項 に 掲 げ る 施	次の各号のいずれかに該当すること。 一 燃焼式処理装置若しくは吸着式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 二 使用される接着剤に含ま
八	別表第三第三 設 項 に 掲 げ る 施	次の各号のいずれかに該当すること。 一 燃焼式処理装置若しくは吸着式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 二 使用されるインキ(金属板印刷の塗装工程で使用される塗料を含む)に含まれる揮発性有機化合物の含有率が、使用時において三〇重量比パーセント以下であること。
七	別表第三第三 設 項 に 掲 げ る 施	次の各号のいずれかに該当すること。 一 燃焼式処理装置若しくは吸着式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 二 使用される塗料に含まれる揮発性有機化合物の含有率が、使用時において附表に定める値以下であること。 三 密閉式構造とし、適正に管理すること。

有機化合物の含有率が、使用時に[○]重量比パーセント以下であること。

備考

- 1 この表に掲げる含有率の測定方法は、別に知事が定めるものとする。
- 2 四の項第一号に掲げる規制基準は、別表第三第三号の表の四の項のロに掲げる施設にあつては、平成六年十一月一日以後に設置される施設（同日以後に乾燥施設と併せてクリーニング施設を設置することにより、別表第三第三号の表の四の項のロに掲げる施設に該当することとなつた当該乾燥施設を含む。）について適用する。

付表

用途	含有率 (単位 重量 比パー セント)
木製及びプラスチック製を除く機械器具又は金属製品の塗装（部品の塗装を含み、専ら塗装を業とする者が行う塗装に限る。）	六〇
前項に掲げる製品以外の製品の塗装（専ら塗装を業とする者が行う塗装に限る。）	七〇
前二項に掲げる塗装以外の塗装	三〇

四 特定粉じんに係る規制基準

項	特定粉じんの種類	規制基準
一	二の項及び三の項に掲げる物質以外の特定粉じん	別表第五第二号の表の一の項の規制基準を適用する。この場合において、同一項及び付表第一中「有害物質」とあるのは「特定粉じん」と読み替える。
二	ベンゼン	別表第五第二号の表の二の項の規制基準を適用する。
三	ニッケル化合物、砒素及びその化合物並びに六価クロム化合物	別表第五第二号の表の三の項の規制基準を適用する。

備考 別表第五第二号の表の備考4から備考6までの規定は、この表の一の項について

この式において、 Q 、 K 、 K_i 、 M_s 及び M_{s_i} は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 排出が許容される揮発性有機化合物の量（単位 キログラム毎時）

K 、 K_i 被塗物の種類ごとに付表に定める係数

M_s 別表第七第一号に掲げる塗装施設（以下この表において「塗装施設」という。）において被塗物の表面に形成される塗膜の乾燥後の量（ M_{s_i} を除く。）（単位 キログラム毎時）

M_{s_i} 塗装施設において被塗物の表面に形成される塗膜の乾燥後の量のうち次に掲げるもの（単位 キログラム毎時）

一 平成六年十一月一日以降に届出工場等に設置される塗装施設（当該施設を設置することによつて届出工場等となる場合の当該施設を含む。）に係るもの

二 平成六年十一月一日以降に届出工場等において構造又は使用の方法を変更される塗装施設（別表第七第一号に掲げる乾燥・焼付施設の設置により変更されるもの限り、当該変更によつて届出工場等となる場合の当該施設を含む。）に係るもの（当該変更により増加するものに限る。）

備考

- 1 次の各号に掲げる物質の量は、揮発性有機化合物の量に含まない。
- 一 指定揮発性有機化合物発生施設の洗浄又は塗料若しくは溶剤の受入れ、貯蔵又は移送に伴い発生し、大気中に排出される揮発性有機化合物
- 二 オゾン層保護法第二条第一項の特定物質（第三条の二に規定する物質を除く。）
- 2 「塗膜の乾燥後の量」とは、塗装施設ごとの被塗物の塗装面積に被塗物の表面に形成される塗膜の乾燥後の厚さ及び当該塗膜の比重を乗じて算出される量とする。
- 3 大気中に排出される揮発性有機化合物の合計量の算出方法は、次の各号のいずれかによるものとする。
- 一 知事が別に定める測定方法による揮発性有機化合物の量の測定結果から算出する方法
- 二 物質収支から算出する方法
- 三 単位塗装量当たりの揮発性有機化合物の排出量から算出する方法

付表

項	被塗物の種類	K	K_i
一	金属板（五の項を除く。）	八〇・三	三〇・一
二	金属 缶 内面塗 装（ス プレー	二一・三	二〇・六

十四	その他の製品	〇・五	〇・三
十三	建設用又は建築用木製品	三〇・五	八〇・二
十二	機械器具(八の項から十一の項までに掲げるものを除く。)	二〇・八	〇〇・七
十一	電気機械器具	五〇・四	六〇・二
十	自動車 上塗りの その他	九〇・五	三〇・三
		一一・七	六一・〇
		五〇・一	五〇・一
九	鉄道車両	四一・三	一一・三
八	建設機械	四一・三	一一・三
七	金属製品(一の項から前項までのに掲げるものを除く。)	五〇・四	六〇・二
六	金属製家具	五〇・四	六〇・二
五	建設用又は建築用アルミニウム製品(電着塗装によるものに限る。)	六〇・三	六〇・三
四	鋳鉄管	五一・一	三一・〇
三	鋼管	五一・一	三一・〇
	その他 のによるものに限る。)	五〇・四	六〇・二
		八〇	三〇・一
		式によるものに限る。)	

別表第七 削除

別表第八 (第十五条関係)

項	施設	期間
(略)	(略)	(略)
二	(略)	(略)

別表第七 (第八条関係)

物の製造に係る塗装(金属板印刷における塗装工程を含む。)の用に供する施設で、次に掲げるもの
一 塗装施設
二 乾燥・焼付施設(塗装施設を用いて塗装した物の乾燥又は焼付の用に供するものに限る。)
三 自然乾燥の用に供する場所(塗装施設を用いて塗装した物の乾燥の用に供するものに限る。)

別表第八 (第十五条関係)

項	施設	期間
(略)	(略)	(略)
二	(略)	(略)
三	別表第三第三号の表の二の項に掲げる施設	
四	別表第三第三号の表の三の項に掲げる施設	五年間
五	別表第三第三号の表の四の項のイに掲げる施設	三年間 (別表第五第三号の表の四の項第二号に掲げるに限り。)
六	別表第三第四号の表次に掲げる施設のうち次に掲げる施設 一 一の項に掲げる施設 二 二の項のロに掲げる施設(輸送能力が一時間当たり三〇トン未満のものに限る。) 三 二の項のニに掲げる施設(原動機の定格出力が一・五キロワット未満のものに限る。) 四 二の項のホ、チ及びリに掲げる施設 五 二の項のヘに掲げる施設(原動機の定格出力	三年間

	<p>「単一項目のおいて有害物質」といふ。）</p> <p>生ずる有害物質（別表第五の表から備考1までの規定により、同表の掲げる規程を適用しない有害物質を除外する者）</p> <p>業期間ごとに一回以上有害物質（別表第五の表から備考1までの規定により、同表の掲げる規程を適用しない有害物質を除外する者）</p>
三	<p>指定特別指定粉じん以外の粉じん（この項において単一項目に排出する者）</p> <p>別表第三の表に掲げる施設において生ずる粉じんを大気中に排出する者</p> <p>別表第三の表に掲げる施設において生ずる粉じんを大気中に排出する者</p> <p>知事が別に定める測定方法により、六月を超えない作業期間ごとに一回以上の測定を行うこと。</p>

別表第八の三を次のように改める。
 別表第八の三（第十五条の三関係）

項目	指定有害物質の種類	ばい煙等排出者	汚染防止措置の種類	記録事項		記録頻度
				確認時の状況	前回確認後の稼動状況	
一	クロロエチレン	別表第三の表に掲げる施設において生ずるクロロエチレンを大気中に排出する者	一 燃焼式処理装置 二 吸着式処理装置	燃焼室の温度 一 固定床であつて凝縮回収式の場合にあつては、冷却凝縮部の温度又は冷媒の流量 一 固定床であつて凝縮回収式の場合にあつては、クロロエチレンの回収年月日	燃料の使用量 一 吸着剤の交換年月日 一 凝縮回収式の場合にあつては、クロロエチレンの回収年月日	原則として毎週一回以上

	二	ニッケル化合物、砒素及びその化合物又は六価クロム化合物	別表第三第二号の表に掲げる施設において発生するニッケル化合物、砒素及びその化合物又は六価クロム化合物を大気中に排出する者	一 ろ過集じん装置	集じん装置の差圧	ダストの引抜年月日及び引抜量	原則として毎週一回以上
				二 洗浄集じん装置	洗浄水量又は水位	一 充填材の交換年月日 二 汚泥の引抜年月日及び引抜量	
				三 電気集じん装置	電圧	ダストの引抜年月日及び引抜量	
	三	ベンゼン	別表第三第二号の表に掲げる施設において発生するベンゼンを大気中に排出する者	一 燃焼式処理装置	燃焼室の温度	燃料の使用量	原則として毎週一回以上
				二 吸着式処理装置	一 固定床であつて凝縮回収式の場合にあつては、冷却凝縮部の温度又は冷媒の流動	一 吸着剤の交換年月日 二 凝縮回収式の場合にあつては、ベンゼンの回収年月	
				二 薬液による吸収式処理装置	薬液の循環状況	薬液の使用量	
				二 流動床	凝縮回収式の場合にあつては、吸着部又は脱着部の温度	及び回収量	

四	エチレンオキシド	別表第三第二号の表に掲げる施設において発生するエチレンオキシドを大気中に排出する者	一 燃焼式処理装置	燃焼室の温度	燃料の使用量	原則として毎週一回以上
			二 薬液による吸収式処理装置	薬液の循環状況	薬液の使用量	
			三 薬液による吸収式処理装置	薬液の循環状況	薬液の使用量	日及び回収量
				度 は、吸着部又は脱着部の温度 凝縮回収式の場合にあつては、吸着部又は脱着部の温度 であつて 流動床 量		

備考

- この表の第四欄に掲げる措置と同等以上の性能を有する処理装置又は同等以上の排出抑制のできる構造については、この表の第五欄に掲げる事項に代えて、当該処理装置の稼動状況又は当該排出抑制のできる構造の管理状況を適切に把握できる事項を記録事項とする。
- 有害物質に係る届出施設に係る使用及び管理の状況をより適切に把握できると認められる事項がある場合には、この表の第五欄に掲げる事項に代えて、その事項を記録事項とすることができる。
- 安全上の理由その他やむを得ない理由によりこの表の第五欄に掲げる事項を記録することが困難な場合には、当該事項に代えて、この表の第五欄に掲げる事項のうち確認時の状況若しくは前回確認後の稼動状況のいずれか又は有害物質に係る届出施設に係る使用及び管理の状況を適切に把握できると認められる事項を記録事項とすることができる。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(略)	特定粉じん排出等作業の開始前	特定粉じん排出等作業の開始前	特定粉じん排出等作業の開始前
(略)	特定粉じん排出等作業の期間中	特定粉じん排出等作業の期間中	特定粉じん排出等作業の期間中
(略)	特定粉じん排出等作業の終了後	特定粉じん排出等作業の終了後	特定粉じん排出等作業の終了後

(略)	特定粉じん排出等作業の開始前	特定粉じん排出等作業の開始前	特定粉じん排出等作業の開始前
(略)	特定粉じん排出等作業の期間中	特定粉じん排出等作業の期間中	特定粉じん排出等作業の期間中
(略)	特定粉じん排出等作業の終了後	特定粉じん排出等作業の終了後	特定粉じん排出等作業の終了後

別表第九の四（第十六条の十五関係）

項	対象自動車の種類	特定日
一	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（以下この表において「令」という。）第四条第一号に掲げる普通貨物自動車	初度登録日（対象自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をい、その日が平成十四年十月一日以降であるときは同年九月三十日とする。以下同じ。）から起算して九年間の末日に当たる日
二	令第四条第二号に掲げる小型貨物自動車	初度登録日から起算して八年間の末日に当たる日
三	令第四条第三号に掲げる大型バス	初度登録日から起算して十二年間の末日に当たる日
四	令第四条第四号に掲げるマイクロバス	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日
五	令第四条第六号に掲げる特種自動車（次項及び七の項に掲げるものを除く。）	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日

六	令第四条第六号に掲げる特種自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減等に関する特別措置法施行令別表第二の五の項の規定に基づく環境大臣が定める特種自動車等（平成五年環境庁告示第二十五号。次項において「告示」という。）第一号イ又はハに掲げるものに限る。）	初度登録日から起算して二十年間の末日に当たる日
七	令第四条第六号に掲げる特種自動車（告示第一号ロ又はニに掲げるものに限る。）	初度登録日から起算して十五年間の末日に当たる日

別表第十（第二十四条関係）

一―五	(略)
六	プラスチック製品製造業の用に供する混合施設（有害物質を含む溶剤による洗浄作業を伴うものに限る。）
七	(略)
イ―二	(略)
ホ	薬品処理施設
ハ	鉄鋼業の用に供する施設で、次に掲げるもの
イ	溶融めつき施設
ロ	廃ガス洗浄施設
九―十五	(略)

備考（略）

別表第十二（第二十六条関係）

一―十二	(略)
十三	色又は臭気

別表第十三（第二十七条関係）

一―四	(略)
五	(略)
項目	許容限度
(略)	(略)
色又は臭気	放流先で支障を来すような色又は臭気を帯びていないこと。

備考（略）

別表第十四（第二十八条関係）

項目	許容限度
色又は臭気	放流先で支障を来すような色又は臭気を帯びていないこと。

別表第十（第二十四条関係）

一―五	(略)
六	(略)
イ―二	(略)
七	鉄鋼業の用に供する廃ガス洗浄施設
八―十四	(略)

備考（略）

別表第十二（第二十六条関係）

一―十二	(略)
十三	色

別表第十三（第二十七条関係）

一―四	(略)
五	(略)
項目	許容限度
(略)	(略)
色	放流先で支障を来すような色を帯びていないこと。

備考（略）

別表第十四（第二十八条関係）

項目	許容限度
色	放流先で支障を来すような色を帯びていないこと。

備考 (略)

別表第十八の十 (第五十条の五関係)

一 一 二 三 三 (略)

二 二 四 条 例 第 三 十 九 条 の 三 第 一 項 に 規 定 する揮発性有機化合物(事業活動に伴い使用される燃料に含まれるものを除き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使用されるもの)であつては一気圧の状態で沸点が摂氏一五〇度以下であるものに限る。

別表第二十二 (第六十三条関係)

一 (略)

一 一 四 (略)

五 (略)

イ ハ (略)

ニ 電 気 事 業 法 施 行 規 則 (平 成 七 年 通 商 産 業 省 令 第 七 十 七 号) 第 一 条 第 二 項 第 一 号 に 規 定 する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物(電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。)の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

ホ ・ ヘ (略)

備考 (略)

二 付 表 (略)

備考 (略)

別表第十八の十 (第五十条の五関係)

一 一 二 三 三 (略)

二 二 四 条 例 第 十 七 条 第 二 項 に 規 定 する揮発性有機化合物(事業活動に伴い使用される燃料に含まれるものを除き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使用されるもの)であつては一気圧の状態で沸点が摂氏一五〇度以下であるものに限る。

別表第二十二 (第六十三条関係)

一 (略)

一 一 四 (略)

五 (略)

イ ハ (略)

ニ 電 気 事 業 法 施 行 規 則 (平 成 七 年 通 商 産 業 省 令 第 七 十 七 号) 第 一 条 第 二 項 第 一 号 に 規 定 する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

ホ ・ ヘ (略)

備考 (略)

二 付 表 (略)

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

届出施設設置 (使用・変更) 届出書		年 月 日
大阪府知事 様	届出者 住所 氏名 氏名	
	[法人にあつては、名称及び代 表者の氏名]	
大阪府生活環境の保全等に関する条例第 19 条第 1 項 (第 21 条第 1 項・第 23 条第 1 項) の規定により、届出施設について、次のとおり届け出ます。		
工場又は事業場の名称	(電話番号)	※整理番号
工場又は事業場の所在地	(郵便番号)	※受理年月日
届出施設の種類		※施設番号
ばいじん、有害物質	届出施設の構造	※審査結果
ばい煙	届出施設の使用又は管理の方法	※備考
	ばい煙等の処理等の方法	
粉じん	届出施設の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	

- 添付書類
- 1 届出施設及びびばい煙等の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面
(工場又は事業場の平面図)
 - 2 工場又は事業場の付近の見取図 (指定有害物質以外の有害物質に係る
届出の場合に限る。)
 - 3 変更概要説明書 (変更届の場合に限る。)

参 考 事 項		
工場又は事業場の事業 内容		届出すべき者が常時 使用する従業員数
工場又は事業場の規模		資 本 金
当該届出についての担当部課名及び緊急時連 絡先 (電話番号)		

- 備考
- 1 届出施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第
3各号の表に掲げる項番号及び施設の種別を記載すること。
 - 2 別紙については、届出施設の種別に応じて、必要なものを添付すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。

添付書類 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。）

備考 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。

別紙 1 の 2

工場又は事業場における施設番号		届出施設の使用又は管理の方法 (ばい煙)			
使用状況	1日の使用時間及び月間使用回数等	時から時間/回	時まで日/月	時から時間/回	時まで日/月
	季節変動				
原材料 (ばい煙の発生に影響のに限る。)	種類				
	使用割合				
	原材料中の成分割合 (%)				
	1日の使用量				
燃料又は電力	種類	(比重)			
	燃料中の成分割合 (%)				
	発熱量 (kJ/1、kJ/m ³ 、kJ/kg)				
	通常の使用量 (1/h、m ³ /h、kWh)				
	混焼割合				
施設の使用形態					
排出ガス量 (m ³ /h)	湿り	最大	通常	最大	通常
		最大	通常	最大	通常
	乾き	最大	通常	最大	通常

排出ガス温度 (°C)				
排出ガス中の酸素濃度 (%)				
ばいじん (g/m ³)	最大 (O ₂ = %)	通常 (O ₂ = %)	最大 (O ₂ = %)	通常 (O ₂ = %)
	最大 (O ₂ = %)	通常 (O ₂ = %)	最大 (O ₂ = %)	通常 (O ₂ = %)
	最大 (mg/m ³ ppm)	通常	最大	通常
	最大 (mg/m ³ ppm)	通常	最大	通常
	最大 (mg/m ³ ppm)	通常	最大	通常
	最大 (mg/m ³ ppm)	通常	最大	通常
	最大 (mg/m ³ ppm)	通常	最大	通常
ばい煙の濃度				
ばい煙等及び生理等に係る作業の概要(工程)				
参考事項				

備考 1 原材料成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の記載に当たっては、重量比 (%) 又は容量比 (%) の別を明らかにすること。

2 通常の使用量及び排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態 (この項において「標準状態」という。) における量に、発熱量及びばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。

3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とする。

4 ばい煙の濃度は、ばい煙等の処理等を行う施設がある場合は、処理後の濃度とする。

5 施設の使用形態については、届出施設からの排出ガス抑制方法 (排出ガス処理又は密閉構造等) について記載すること。ただし、密閉構造の場合は、次の工程等での作業及び排出状況を明らかにすること。

6 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況を明らかにすること。

別紙 1 の 3

ばい煙等の処理等の方法 (ばい煙)										
ばい煙等の処理等を行う施設の工場又は事業場における施設番号				年	月	日				
ばい煙等の処理等を行う施設の工場又は事業場における施設番号				年	月	日				
ばい煙等の処理等を行う施設の種類、名称及び型式				年	月	日				
設置年月日				年	月	日				
着手予定年月日				年	月	日				
使用開始予定年月日				年	月	日				
排出ガス量 (m ³ /h)	最大									
排出ガス温度 (°C)	処理前									
ばいじん (g/m ³)	処理前									
ばい煙等の処理能力	処理効率									
ばい煙等の処理能力	処理後									
ばい煙等の処理能力										

濃度	〔mg/m ³ 〕 〔ppm〕	処理前			
		処理後			
		処理効率			
	〔mg/m ³ 〕 〔ppm〕	処理前			
		処理後			
		処理効率			
	〔mg/m ³ 〕 〔ppm〕	処理前			
		処理後			
		処理効率			
	〔mg/m ³ 〕 〔ppm〕	処理前			
		処理後			
		処理効率			
使用状況	1日の使用時間及び 月間使用日数等	時間/回/日	時間/回/日	時間/回/日	時/分/秒
	季節変動				
	排出口の実高さH _o (m) 及び頂上口径 (m)	H _o	D	H _o	D
	排出口の番号				
	排出口の中心からその至近距離にある敷地境界線までの水平距離 (m)				
	添付書類 ばい煙等の処理等を行う施設 (煙突、フード、ダクト等を含む。) の構造概要図 (主要寸法及び測定箇所を記入すること。)				

排出口の中心からその至近距離にある他人の所有する建築物（倉庫等は除く。）の実高さ h (m) 及び水平距離 d (m)	h d	h d	有 (口径 mm) ・ 無
ばい煙等測定口の有無及び口径	有 (口径 mm) ・ 無	有 (口径 mm) ・ 無	
届出施設（指定有害物質に係るものに限る。）に係る使用及び管理の状況の記録事項			

備考 1 設置届の場合には着手年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届の場合には、設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。

2 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。

3 ばい煙等の濃度は乾きガス中の濃度とする。

4 参項事項として、処理効率に係る設計上の基本的事項に関する資料を添付すること。

別紙 2 の 1

工場又は事業場における施設番号		届出施設（粉粒塊堆積場、粉粒塊輸送用コンベア施設、粉砕施設、ふるい分施設、選別施設以外）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）	
名称及び型式			
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
原動機の定格出力 (kW)			
規 造 粒 面 の 内 径 (m)			
模 貯 蔵 容 量 (m ³)			
処 理 能 力 (t/h)			
処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量 (t/月)			
使用又は管理の方法及びばい煙等	届出施設がその中に設置されている建築物の概要		
	処理装置	処理装置の種類及び型式	
	処理効率 (%)		
	送風機の原動機出力 (kW)		
	排出ガス量 (m ³ /h)		
散 水	装置の種類及び型式		
	装置の能力 (m ³ /h)		

の処理等の方法	処理量当たりの散水量 (1/t)		
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方	法
添付書類	1 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 ばい煙等の処理等を行う施設（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図 （主要寸法を記入すること。）		

ばい煙等の発生及び処理等に
係る操作の系統の概要（作業
工程）

- 備考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日、変更届出の場合には設置年月日、着置年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における量に換算したものとす。
 - 3 その他の欄には、散水等と同以上の効果を有する措置について記載すること。

別紙 2 の 2

届出施設（粉粒塊堆積場）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）	
工場又は事業場における施設番号	
名称及び型式	
設置年月日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
規模	面積 (m ²)
堆積能力 (t)	
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)	
使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等	届出施設がその中に設置されている建築物の概要
	散水
	装置の種類、型式及び基数
	装置の能力 (m ³ /h)
散水の方法	
防じんカバーの設置状況	
薬液散布	薬液の種類及び名称
	装置の種類、型式及び基数
	装置の能力 (m ³ /h)
散布の方法	

の方法	締め	装置の種類及び型式		
	その他	方法		
添付書類 1 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 ばい煙等の処理等を行う施設（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図 （主要寸法を記入すること。）				

ばい煙等の発生及び処理等に 係る作業の系統の概要（作業 工程）	
備考	<p>1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日にそれぞれ記載すること。</p> <p>2 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量の欄には、比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。</p> <p>3 散水の方法、葉液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（散水の場合にあつては、水量 1/t）実施頻度等を記載すること。</p> <p>4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。</p>

別紙 2 の 3

届出施設（粉粒塊輸送用コンベア施設）の構造、使用又は管理の方法及びばい塵等の処理等の方法（粉じん）										
工場又は事業場における施設番号										
名称及び型式										
設置	年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
着手予定	年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
使用開始予定	年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
規模	ベルト幅 (cm) 又はバケット内容積 (m ³)									
	単基の長さ (m) × 基数									
	ベルト又はバケットの速度 (m/分)									
運搬能力 (t/h)										
運搬物の種類、性状及び通常の間月間運搬量 (t/月)										
使用又は管理の方法及びばい		届出施設がその中に設置されている建築物の概要								
		処理装置の種類及び型式								
		処理効率 (%)								
散水		送風機の原動機出力 (kW)								
		装置の種類及び型式								
		装置の能力 (m ³ /h)								

煙等の処理等の方法	運搬量当たりの散水量 (l/t)		
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方	法
添付書類 1 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 ばい煙等の処理等を行う施設（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図 （主要寸法を記入すること。）			

ばい煙等の発生及び処理等に 係る操業の系統の概要（作業 工程）	
---------------------------------------	--

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。

別紙2の4

届出施設（粉砕施設、ふるい分施設、選別施設）の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法（粉じん）

工場又は事業場における施設番号					
名称及び型式					
設置年月日	年	月	日	年	月
着手予定年月日	年	月	日	年	月
使用開始予定年月日	年	月	日	年	月
規模	原動機の定格出力 (kW)				
	処理能力 (t/h)				
処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (t/月)					
使用又は管理の方法及びばい煙等の処理	届出施設がその中に設置されている建築物の概要				
	処理装置	処理装置の種類及び型式			
		処理効率 (%)			
		送風機の原動機出力 (kW)			
	散水	装置の種類及び型式			
		装置の能力 (m ³ /h)			
		運搬量当たりの散水量 (l/t)			
	防じんカバーの設置状況				

等の方法	その他	方	法	
<p>添付書類 1 届出施設の構造概要図（主要寸法を記入すること。） 2 ばい煙等の処理等を行う施設（煙突、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図 （主要寸法を記入すること。）</p>				
<p>ばい煙等の発生及び処理等に係る操作の系統の概要（作業工程）</p>				
<p>備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 2 その他の欄には、散水等と同以上の効果を有する措置について記載すること。</p>				

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">様式第3号 (第12条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">氏名等変更届出書 (略)</p> <p>氏名・名称・住所・所在地に変更があった ので、大阪府生活環境の保全等に関する条 例第30条の規定により、次のとおり届け出 ます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">様式第2号 削除</p>	<p style="text-align: center;">様式第3号 (第12条、第13条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">氏名等変更届出書 (略)</p> <p>氏名・名称・住所・所在地に変更があった ので、大阪府生活環境の保全等に関する条 例第30条・<u>第31条</u>の規定により、次のとおり 届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">様式第2号 (第10条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">届出工場等設置 (使用・変更) 届出書 (略)</p> </div> <p style="text-align: right;">別紙 (略)</p>

様式第5号 削除

様式第4号 (第12条関係)

届出施設使用廃止届出書 (略)			
使用を廃止した届出施設の概要	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	粉じん		
備考	(略)		

様式第5号 (第13条関係)

届出工場等使用廃止届出書
(略)

様式第4号 (第12条関係)

届出施設使用廃止届出書 (略)			
使用を廃止した届出施設の概要	(略)	(略)	(略)
	(略)		
	揮発性有機化合物		
	特定粉じん		
	一般粉じん		
備考	(略)		

様式第7号 削除

様式第6号 (第14条関係)

(表)

承継届出書 (略)

(裏)

要承継した届出施設の概	(略)	(略)	(略)
粉じん			

様式第7号 (第14条関係)

様式第6号 (第14条関係)

承継届出書 (略)

(表)

承継届出書 (略)

(裏)

要承継した届出施設の概	(略)	(略)	(略)
揮発性有機化合物			
特定粉じん			
一般粉じん			

様式第三十二号を次のように改める。

様式第 7 号の 2 (第16条の 9 関係)

特定粉じん排出等作業実施届出書 (略)		
(略)		
(略)		(略)
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり	
(略)		
備考 (略)		

別紙 (略)

様式第 7 号の 2 (第16条の 9 関係)

別紙 2
大気中の石綿の濃度の測定計画
(略)

特定粉じん排出等作業実施届出書 (略)		
(略)		
(略)		(略)
特定粉じん排出等作業の方法	別紙 1 のとおり	
石綿の濃度の測定計画	別紙 2 のとおり	
(略)		
備考 (略)		

別紙 1 (略)

様式第 32 号 (第 78 条関係)

(表)

第 号	写 真	身 分 証 明 書
		所 職 氏 生
		属 名 名 年
		月 日 年 月 日
		日
上記の者は、大阪府生活環境の保全等に関する条例第105条第1項、第2項、第4項、第5項又は第6項の規定による検査のための立入りを行う職員であること を証明する。		
発 行 年 月 日	年 月 日	日
有 効 期 限	年 月 日	日
		大阪府知事
		印

16センチメートル

12センチメートル

大阪府生活環境の保全等に関する条例 (抜粋)

第105条 知事は、この条例（第3章第3節、第64条及び第5章第3節の規定を除く。）の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭（以下「汚染物質等」という。）を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設若しくは管理化学物質等の排出、移動若しくは取扱いに係る施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等が発生等し、若しくは管理化学物質等を排出等する施設その他の物件を検査させることができる。

- (1) ばい煙等排出者
- (2) 第41条の4（第100条の2において準用する場合を含む。）の規定により勧告を行う必要があると知事が認める者
- (3) 第46条第2項の規定により勧告を受けた者
- (4) 第47条の規定に違反するおそれがあると知事が認める者
- (5) 第49条第3項に規定する排出水を排出する者又は同条第4項に規定する特定事業場排水を排出する者
- (6) 第76条の規則で定める者
- (7) 第77条に規定する地下浸透水を浸透させる者
- (8) 管理化学物質取扱事業者
- (9) 規制地域内において第82条第2項に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者
- (10) 規制地域内において第85条の規制で定める工場又は事業場から騒音又は振動が発生させる者
- (11) 第96条第1項から第3項までに規定する商業宣伝を目的として拡声機を使用する者
- (12) 第97条の規定により音響機器の使用の制限を受ける者
- (13) 第98条の規定により営業又は作業の制限を受ける者

2 知事は、第3章第3節の規定の施行に必要な限度において、解体等工事の元請業者、下請負人若しくは自主施工者に対し、第40条の3第1項若しくは第2項の規定による事前調査書面の作成若しくは特定粉じん排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、解体等工事の場所その他解体等工事の元請業者、下請負人若しくは自主施工者の事務所等に立ち入り、当該調査、事前調査書面の作成若しくは特定粉じん排出等作業の実施状況を検査させることができる。

3 知事は、第3章第3節の規定の施行に必要な限度において、解体等工事の発注者又は自主施工者に対し、第40条の3第1項若しくは第2項の調査若しくは同条第1項若しくは第2項の規定による事前調査書面の作成に係る建築物等の設計図書を提供又は特定建築材料の使用状況、施工方法、工期、工事費その他建設工事の請負契約に関する事項その他必要な事項についての報告を求め、又はその職員に、当該調査、事前調査書面の作成若しくは特定粉じん排出等作業の実施状況を検査させることができる。

4 知事は、第64条の規定の施行に必要な限度において、施設又は設備等の故障、破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液を公共用水域に流出させる事故を生じさせた事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事業所等に立ち入り、事故の状況その他必要な事項を検査させることができる。

5 知事は、第5章第3節第2款及び第3款の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

- (1) 土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等
- (2) 管理区域内の土地の所有者等
- (3) 管理区域内の土地において汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更を行い、又は行った者

<p>6 知事は、第5章第3節第4款の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に 関し必要な報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の事務所、当該汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土 壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壌の 状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(1) 汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者 (2) 汚染土壌の運搬を行った者</p> <p>7 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>第116条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 一 (8) (略) (9) 第105条第1項（第2号を除く。）、第2項、第3項、第5項（第1号を除く。）若しくは第6項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項（第2号を除く。）、第2項、第5項（第1号を除く。）若しくは第6項の規定に よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>

第二条 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第二十（第五十二条関係） 一 (略)</p> <p>一 一八 (略) 九 六、七又は八に規定する作業以外の シヨベル系掘削機械（アタッチメント をスケルトンバケットに換装したもの に限</p>	<p>別表第二十（第五十二条関係） 一 (略)</p> <p>一 一八 (略) 九 六、七又は八に規定する作業以外の シヨベル系掘削機械（原動機の定格出 力が二〇キロワットを超えるものに限</p>

を~~含む~~、原動機の定格出力が二〇キロワットを超えるものに限る。)、トラクタ~~ー~~ショベル又はブルドーザ~~ー~~を使用する作業
一〇・一一 (略)

備考 (略)

二 (略)

る。)、トラクタ~~ー~~ショベル又はブルドーザ~~ー~~を使用する作業
一〇・一一 (略)

備考 (略)

二 (略)

第三条 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(第一種管理化学物質) 第五十条の五 条例第八十一条の二十二第二項の規則で定める化学物質は、<u>条例第三十九条の三第一項に規定する揮発性有機化合物(事業活動に伴い使用される燃料に含まれるものを除き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使用されるものにあつては一気圧の状態で沸点が摂氏一五〇度以下であるものに限る。)</u>とする。</p> <p>(第一種管理化学物質取扱事業者の要件) 第五十条の八 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種管理化学物質(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品(条例第八十一条の二十二第四項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。)に含有されるものを含む)であつて、化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第一号イに規定する特定第一種指定化学物質(以下「特定第一種指定化学物質」という。)以外のもののいずれかの質量(その第二種管理化学物質が化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第一号イ(1)から(19)までに掲げるものであるときは、当該第一種管理化学物質が含有するそれぞれ同号イ(1)から(19)までに定める物質の質量。以下「第一種管理化学物質質量」という。)が一トン以上である事業所を有していること。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>(第一種管理化学物質) 第五十条の五 条例第八十一条の二十二第二項の規則で定める化学物質は、<u>別表第十八の十に掲げる化学物質とする。</u></p> <p>(第一種管理化学物質取扱事業者の要件) 第五十条の八 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種管理化学物質(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品(条例第八十一条の二十二第四項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。)に含有されるものを含む)であつて、化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第一号イに規定する特定第一種指定化学物質(以下「特定第一種指定化学物質」という。)以外のもののいずれかの質量(その第二種管理化学物質が化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第一号イ(1)から(16)までに掲げるものであるときは、当該第一種管理化学物質が含有するそれぞれ同号イ(1)から(16)までに定める物質の質量。以下「第一種管理化学物質質量」という。)が一トン以上である事業所を有していること。</p> <p>ロ (略)</p>												
<p>別表第十八の十 削除</p>	<p>別表第十八の十 (第五十条の五関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>一</td> <td>エチレンジグリコールモノブチルエーテル</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>ギ酸</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>二クロロ一・三ブタジエン(別名クロロブレン)</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>クロロメチルメチルエーテル</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>酢酸ブチル</td> </tr> <tr> <td>六</td> <td>塩化リン</td> </tr> </table>	一	エチレンジグリコールモノブチルエーテル	二	ギ酸	三	二クロロ一・三ブタジエン(別名クロロブレン)	四	クロロメチルメチルエーテル	五	酢酸ブチル	六	塩化リン
一	エチレンジグリコールモノブチルエーテル												
二	ギ酸												
三	二クロロ一・三ブタジエン(別名クロロブレン)												
四	クロロメチルメチルエーテル												
五	酢酸ブチル												
六	塩化リン												

別表第十八の十一（第五十条の六関係）

一	(略)
二	二酸化炭素
三・七	(略)
八	黄リン
九・十	(略)
十一	三塩化リン
十二	三酸化硫黄
十三・十五	(略)
十六	二酸化硫黄
十七	(略)
十八	フッ化珪素
十九	(略)
二十	ホスゲン
二十一	メルカプタン類（化学物質排出把握管理促進法第二条第二項に規定する第一種指定化学物質及び同条第三項に規定する第二種指定化学物質を除く。）
二十二・二十三	(略)
二十四	リン化水素
二十五	(略)

別表第十八の十一（第五十条の六関係）

一	(略)
二・六	(略)
七・八	(略)
九・十一	(略)
十二	(略)
十三	(略)
十四・十五	(略)
十六	(略)

九八七	シクロヘキサノン
九八八	シクロヘキサン
九八九	三・三・三・ジメトキシ・四・四・ジ
十	アミノピアエニル（別名ジアニジン）
十一	チオセミカルバジド
十二	二・四・ホトリアミノ・三・
十三	五・トリアジン（別名メラミン）
十四	三・五・五・トリメチル・二・二・シク
十五	ロヘキセン・一・オン（別名イソホロ
十六	ン）
十七	二・ナフチルアミン
十八	二・二・二・リニ・ニトリロトリエタ
十九	ノール（別名トリエタノールアミン）
二十	二・アタノール
二十一	二・アタノン（別名メチルエチルケ
二十二	トン）
二十三	二・フランメタノール（別名フルフ
二十四	ルアルコール）
二十五	メタノール（別名メチルアルコー
二十六	ル）
二十七	一・メチル・四・ニトロベンゼン
二十八	（別名p-ニトロトルエン）
二十九	四・メチル・二・ペンタノン（別名
三十	メチルイソブチルケトン）
三十一	硫酸ジエチル
三十二	硫酸ジメチル
三十三	リン酸ジブチル
三十四	条例第三十九条の三第一項に規
三十五	定する揮発性有機化合物（事業活動に伴
三十六	い使用される燃料に含まれるものを除
三十七	き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使
三十八	用されるものにあつては一気圧の状態
三十九	で沸点が摂氏一五〇度以下であるもの
四十	に限る。）

1 この規則中第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は同年十月一日から、第三条の規定は令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定の施行の際現に設置されている大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年大阪府条例第二十九号。以下「改正条例」という。）第一条の規定による改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府第六号）第十七条第五項に規定する届出施設（設置に係る工事に着手されているものを含む。）であつて、第一条の規定による改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第五第四号の表に規定する規制基準の適用を受けていたものについては、第一条の規定の施行の日から起算して一年間は、引き続き同表に規定する規制基準に適合する限り、第一条の規定による改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第五第三号の表に規定する規制基準に適合するものとみなす。

3 第三条の規定による改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第五十条の五及び第五十条の八の規定は、令和六年度以後において届け出るべき改正条例第二条の規定による改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「令和五年新条例」という。）第八十一条の二十二第二項に規定する第一種管理化学物質（以下「第一種管理化学物質」という。）の令和五年新条例第八十一条の二十六第一項に規定する排出量等（以下「排出量等」という。）について適用し、令和五年度において届け出るべき第一種管理化学物質の排出量等については、なお従前の例による。

4 第一条の規定の施行の際旧規則様式第三十二号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、新規則様式第三十二号の規定により交付された身分証明書とみなす。

5 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。